

高知県建築行政マネジメント計画（改訂版）

平成 27 年 10 月 20 日制定

令和 3 年 2 月 26 日改正

I. 目的

建築行政における円滑かつ適確な業務の執行を推進することにより、建築規制の実効性を真に確保し、建築物の安全性を確保することを目的とする。

II. 計画期間

計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とする。

なお、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

III. 推進すべき施策等

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

【目標】

- 適確な審査を徹底する

【施策】

- 確認審査等の指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施
- 確認審査の適切な進捗状況管理
- 高知市、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、関係団体との意見交換を通じた円滑な確認審査の推進
- 日本建築行政会議等を通じた運用の円滑化
- 建築基準法に係る取扱基準の明確化及び公表
- 構造計算適合性判定と建築主事の審査における並行した円滑な進行の確保
- データベース等を活用した設計者の適格性の確認
- 都市計画法等建築基準関係規定に係る合議、調整等の迅速かつ適切な実施
- 確認審査に係るデータベースの適切な入力

(2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準法関係規定への適合を確保することが重要であり、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

【目標】

- 中間検査について 100%の検査率を目指す
- 完了検査について 100%の検査率を目指す

【施策】

- 確認済証交付時に中間検査対象であることや完了検査申請が必要である旨のパンフレットの配布による検査の必要性の周知
- 未検査申請建築物のチェック及び設計者等への電話連絡等による催促、建築主への検査の必要性の説明
- 検査において不適合となった物件に対する是正指導の徹底
- 中間検査・完了検査時における工事監理者の立ち会いの徹底及び工事監理の状況

確認の徹底

- 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知、売買時の注意喚起
- 確認審査に係るデータベースの活用及び検査に係るデータベースへの適切な入力

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底等

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な工事監理等が行われることが重要であり、工事監理業務の適正化とその徹底等を図る。

【目標】

- 工事監理者の適正な選定割合について 100%を目指す
- 工事中の建築物の安全確保を徹底する

【施策】

- 建築確認申請時の工事監理者の記載及び工事監理者変更届の提出の徹底
- データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認
- 建築士定期講習や建築士事務所への立入検査、確認済証交付時のパンフレットの配布等による次の業務の徹底
 - ・建築士法第 24 条の 7 の規定による工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法等を記載した書面の交付及び説明義務
 - ・建築士法第 24 条の 8 の規定による工事監理受託契約を締結したときの書面交付義務
 - ・建築士法第 18 条第 3 項の規定による工事施工者への指摘、建築主への報告等の義務
 - ・建築士法第 20 条第 3 項の規定による工事監理を終了したときの文書での報告義務
- 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関等における適確な確認審査・検査を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する。

【目標】

- 指定確認検査機関・委任構造計算適合性判定機関における確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査の業務の公正かつ適確な実施の確保

【施策】

- 指定確認検査機関への立入検査マニュアルに基づく立入検査の実施
- 指定確認検査機関の処分基準に基づく指導・監督や処分の徹底
- 必要に応じた委任構造計算適合性判定機関への立入検査の実施

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理等の業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

【目標】

- 建築士の定期講習について受講義務者全員の受講を目指す
- 建築士事務所の業務報告書について実務を行っている全ての事務所の提出を目指す

【施策】

- 建築士及び建築士事務所の懲戒処分の基準に基づく指導・監督や処分の徹底
- 建築士事務所への計画的な立入検査の実施
- (公社)高知県建築士会及び(一社)高知県建築士事務所協会との連携による建築士の定期講習の受講等の周知徹底
- (一社)高知県建築士事務所協会との連携による管理建築士講習の受講等の周知徹底及び開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修の受講の推進
- (一社)高知県建築士事務所協会との連携による所属建築士の登録及び変更の届出の徹底
- (一社)高知県建築士事務所協会との連携による業務報告書の提出義務の周知徹底
- (一社)高知県建築士事務所協会との連携による書面による契約等における設計等の業の適正化の徹底
- (公社)高知県建築士会及び(一社)高知県建築士事務所協会との連携による建築士・建築士事務所に係るデータベースの整備・活用

3. 違反建築物等への対策の徹底

県民の生命、健康及び財産を保護するため、関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

【目標】

- 違反建築物対策の徹底

【施策】

- 警察、消防、市町村等関係機関との連携体制の確保
- 違反建築物事務処理要領(平成13年2月作成)に基づく、違反建築物に係る是正、指導等の徹底
- 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施及び処分の徹底
- 違反建築物パトロールの実施
- 火災事故等を受けて点検が必要となった施設等に係る違反建築物及び違法設置昇降機の早期の実態把握及び適切な是正指導の徹底
- 用途変更やテナント入れ替わりによる内装の改装工事等により違反状態にならないようにするための関係団体等への注意喚起の実施

4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

定期報告の徹底により、建築物、昇降機、防火設備の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や安全性の確保に活用する。

【目標】

- 建築物の定期報告について80%以上の報告率を目指す
- 防火設備検査の周知徹底

【施策】

- (一社)高知県建築士事務所協会と連携し、定期報告台帳の適正な追加、削除による整備
- (一社)高知県建築士事務所協会と連携し、建築物、昇降機、防火設備の定期報告

制度の周知徹底

- 報告内容を踏まえた是正指導の徹底
- 未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底
- 未報告建築物への建築防災週間などにおける立入検査の実施
- 報告月の調整等、特定行政庁の高知市との協議の実施

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

南海トラフ地震に備えるため、耐震改修促進計画を必要に応じ改定し、これに基づき、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を推進するとともに、耐震性能が基準に満たない建築物の耐震改修を促進する。

【目標】、【施策】

- 高知県耐震改修促進計画による

(3) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベストを有する建築物に係るデータベースを整備するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。

【目標】

- アスベスト対策の徹底

【施策】

- アスベストを有する建築物に係るデータベース化
- アスベストを有する建築物の所有者等に対し、文書等によるアスベスト対策の必要性の周知徹底
- 民間建築物のアスベスト除却の推進

5. 事故・災害時の対応

(1) 事故発生時の迅速かつ適確な対応

建築物における事故が発生したときに、警察・消防等との連携による迅速かつ適確な対応を行う。

【目標】

- 事故発生時の迅速かつ適確な対応

【施策】

- 警察・消防等関係機関との連携体制の整備
- 事故に係る建築行政としての現場調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省への情報提供
- 同様の事故を防止する観点からの緊急点検等の実施

(2) 災害発生時に備えた体制整備

南海トラフ地震発生時における迅速かつ適確な対応を可能とする体制整備を図る。

【目標】

- 被災建築物応急危険度判定士の登録者数について、最終目標の1,600名の早期実現を目指す

【施策】

- (公社)高知県建築士会との連携による建築物応急危険度判定士講習会の開催
- 建築関係団体や市町村等との連携による建築物応急危険度判定に係る訓練の実施
- 広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保

6. 消費者への対応

建築物について安全・安心に係るさまざまな相談や苦情が寄せられていることに鑑み、消費生活センターなど関係部署との連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

【目標】

- 来訪者及び電話での問い合わせへの丁寧かつ適切な対応
- 消費生活センターなど関係部署との適切な連携
- 建築行政に係る適切な情報提供

【施策】

- 応接マナーに関する研修会等への参加の促進
- 消費生活センターなど関係部署との適時・適切な情報の交換
- ホームページ等を活用した建築行政に係る情報の公表

7. 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制の整備

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図る。

【目標】

- 確認審査及び建築指導を行うための技術的能力を有した職員の適切な配置
- 指定確認検査機関と県、また、担当者間でのバラツキがない統一的な審査の徹底

【施策】

- 技術力向上のための研修等の実施
- 建築行政に携わる職員の長期的視点に立った人材育成
- 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事の確保
- 指定確認検査機関と県、また、担当者間での確認審査に係る定期的な意見交換会の実施

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の整備

建築物等の安全性確保は特定行政庁のみの努力でできるものではないため、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る。

【目標】

- 関係機関・関係団体との良好な連携体制の維持、構築

【施策】

- 関係機関・関係団体との適時、適切な協議、連絡の実施
- 関係機関・関係団体の名簿等の作成及び更新

(3) データベースの整備・活用等

適確な建築行政の推進のためには、建築物等に係る確認検査の実施状況などの情報を正確に把握することが重要であり、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のためのデータベースの整備等を図る。

【目標】

- 建築確認・検査等に係るデータベースの整備

【施策】

- 建築確認・検査等のデータベース化
- 建築確認等各種手続きの電子化の検討